平成２５年（フ）第５５号
山梨県甲府市下飯田３丁目11番28号
債務者　望月　隆裕
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
山梨県中央市下三條601番地４　プチハウス104
債務者　河口　秀徳
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
山梨県甲府市下石田２丁目18番３―47号
債務者　平田　尚子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
山梨県笛吹市石和町四日市場528番地５　ハイツ武井203号
債務者　齊藤　　正
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
山梨県笛吹市石和町四日市場528番地５　ハイツ武井203号
債務者　齊藤　美和
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
山梨県南アルプス市山寺1150番地　雇用促進住宅１―208
債務者　雁丸　大地
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
山梨県甲府市和戸町920番地５―801号
債務者　森本　裕子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
長野市川中島町上氷鉋1409番地
債務者　半田　祐子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
熊本県宇城市小川町北小野1084番地２
債務者　水上　政敏
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５７号
熊本県宇城市小川町北小野1084番地２
債務者　原　　淳子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
岐阜市三田洞東２丁目18番３―402号　三田洞団地
債務者　川端　守男
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県伊丹市中野北４丁目３番11号　ハイツ桜台東102号、前住所兵庫県伊丹市大鹿７丁目40番地２　イスズハイツベル北伊丹307号
債務者　西郡　　勲
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市中野町22番40号　101
債務者　嶋内　勇次
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２７号
山口県宇部市大字東須恵426番地１
債務者　兼行　章生
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１８号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎八日町38番地
債務者　加藤ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
宮城県大崎市古川穂波４丁目16番７号　パークアヴェニューＡ棟202号
債務者　渋谷　芳江
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係